

部活動指導員について(令和8年度の実施内容)

	平日 (うち4日間の勤務)	土日祝日 (うち1日の勤務)
(ア) パターン	X	指導員として勤務
(イ) パターン	指導協力者として勤務	指導員として勤務
(ウ) パターン	指導員として勤務	X

上記以外に所属長の指定する時間（遠征等を含む。）

※諸般の事情を考慮し、教育委員会にて以上の勤務パターンを指定します。

部活動**指導協力者**とは

<職種説明>

- ・顧問の監督のもとで技術指導にあたる有償ボランティア
- ・自校での練習であっても顧問教員が必要
- ・大会や練習試合での引率は1人ではできない。
(顧問の引率が必要)

<報償金等>

- ・報償金の額は、指導1回につき1時間以上2時間未満で1,250円(所得税込)
- ・2時間以上で2,500円(所得税込)
- ・交通費等については、支給しない。

部活動**指導員**とは

<職種説明>

- ・市職員(会計年度任用職員[短期])
- ・顧問が不在の時にも1人で指導や引率ができる職員
- ・大会や練習試合への引率や、試合等での采配(監督業)
- ・部活動の運営に係る職務

例) 技術指導、練習メニューの作成、ユニフォーム代等の徴収金の管理等

<給与等>

- ・時給1,600円
- ・時間外勤務手当 通勤にかかる費用(公共交通機関)
- ・大会等への引率する際にかかる交通費(近畿圏内の日帰り可能な範囲まで)

※長期休業期間(夏休み・冬休み・春休み)において、平日に大会・審判等の学校外への引率がある場合、校長の指示により時間外の勤務として取り扱うこともあります。